社会福祉法人様 個別相談会
（会計・税務・法人運営）

日本クレアス 税理士法人
上田公認会計士事務所

29年4月1日より改正社会福祉法が施行されました。社会福祉法人は高い公益性と非営利性を備えた法人として、「経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、 財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務等」に取り組む必要があります。具体的には、

◆福祉医療機構「財務諸表等電子開示システム」に対応した情報の開示
◆内部管理体制の整備
◆社会福祉充実残額計算及び社会福祉充実計画の策定と実施等　の課題があります。

法改正後の法人運営の舵取りをどうすればよいか等、全般的なご相談につき、個別に専門税理士がアドバイスさせていただきます。

■日時：毎月　第１・第３金曜日　１３時～
　　1法人様1時間

■場所：大阪市中央区道修町1-7-10
　　扶桑道修町ビル3F
　　日本クレアス税理士法人
　　会議室

■担当：社会福祉法人担当税理士
■定員：１日２法人様限定

初回のみ
無料
【要予約】

2回目以降は5,000円/回

お申し込みはFAXにて 06－6222－0038 までお送りください

貴法人名		施設名	
ご住所	郵便番号（　　－　　）		
TEL		FAX	
E-mail	@		
相談者名		役職	
相談者名		役職	

日本クレアス税理士法人　上田公認会計士事務所　TEL:06-6222-0030